

秋田市告示第71号

秋田市川尻地区コミュニティセンターの指定管理者を次のとおり指定したので、秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第10条の規定により告示する。

令和4年3月22日

秋田市長 穂 積 志

1 施設名

秋田市川尻地区コミュニティセンター

2 指定管理者

秋田市川尻みよし町8番16号

川尻地区コミュニティセンター管理運営委員会

会長 碓 屋 隆 志

3 指定の期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで